

## 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン

令和 2 年 3 月 27 日  
成果連動型民間委託契約方式の推進に関する  
関係府省庁連絡会議決定

### 1. はじめに

- 我が国は、高齢者の介護や地方経済の活性化など、様々な課題に直面しているところ、そのような社会的課題解決のためには、行政による取組だけではなく、民間セクターのノウハウ等を積極的に活用することが求められている。
- そのような中、公共サービスに民間セクターのノウハウ等を引き出し、個々の事業の費用対効果を高める仕組みである成果連動型民間委託契約方式（以下、「PFS」という。）の活用事例が国内で出てきており、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）等において、政府としてその普及促進に取り組む方針が打ち出されている。
- 本アクションプランは、「成長戦略実行計画」に基づき、先進的に取り組んでいる地方公共団体、民間事業者、評価専門家等の幅広い意見を踏まえ、医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を重点分野として、令和4年度までの関係府省庁の取組事項等を取りまとめたものである。今後、本アクションプランに沿って、関係府省庁が連携し、PFSの普及促進を強力に推し進めていくこととする。

### 2. PFSの普及促進に当たっての考え方

#### (1) PFSによる事業について

##### ア PFSによる事業の定義

- 本アクションプランにおけるPFSによる事業（以下、「PFS事業」という。）とは、
  - ・ 国又は地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、
  - ・ その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、
  - ・ 地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するものを指すこととする。
- また、PFSの一類型として、ソーシャル・インパクト・ボンド（以下「SIB」という。）がある。本アクションプランにおいて、SIBとは、PFS事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した地方公共団体からの支払額等に応じて行うものを指す。

##### イ PFSの特徴や期待される効果及び活用が期待される場面

#### (ア) P F Sの特徴

- P F S事業では、地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が、事業の成果指標の改善状況に連動するというリスクを民間事業者が負うとともに、事業の実施手法について、民間事業者に一定の裁量を持たせるような委託等の契約を行うことで、民間事業者の事業意欲をより一層向上させ、また、そのノウハウ等を引き出すことが可能になる。

#### (イ) P F Sの活用により期待される効果

- P F Sの活用により期待される効果には、以下のようなものが挙げられる。
  - 行政課題の解決に民間事業者のノウハウ等が積極的に活用される又は、民間事業者による柔軟できめ細やかなサービスが提供され、国民の満足度の向上といったより高い成果（アウトカム）が創出される。
  - 行政課題の解決に向けたノウハウを有する多様な民間事業者の公共サービスへの参入機会が創出され、民間事業者において、そのノウハウの蓄積・改善が進み、民間事業者の育成が促進される。
  - 地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が、成果指標の改善状況に連動することで、個々の事業の費用対効果が高まり、ワイズスペンディング（賢い予算支出）が図られる。
  - P F Sを導入することで、解決を目指す行政課題（政策目的）に向け、事業とその成果との結び付き（因果等の関連性）を整理するとともに、成果指標を設定し、その測定に情報やデータを整備し、活用することにより、EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の推進が図られる。

#### (ウ) P F Sの活用が期待される場面

- P F Sの活用が期待される場面としては、以下のようなものが考えられる。
  - 民間事業者に新しい技術やノウハウの蓄積等があり、行政が直接実施する場合よりも事業の効果的・効率的な実施が期待できる場合
  - 支払額等と成果指標の改善状況を連動させることが民間事業者の事業意欲を向上させ、それにより事業成果の大きな改善が期待できる場合
  - 事業実施中の状況等の変化に応じて、実施体制やその手法について、行政では難しい柔軟な変更が必要・有効である場合

#### (2) P F Sの普及促進に当たっての考え方

##### ア 現状認識

内閣府及び内閣官房が平成31年2月に地方公共団体及び民間事業者を対象として実施した調査によると、我が国では、同年2月時点において、17自治体で18件の事業が実施され

ていることが把握されている。<sup>1</sup>

当該調査により、地方公共団体においては、P F Sの活用により、より高い成果を創出できたといった評価がある一方で、適正な成果指標やその評価方法、支払条件の設定、契約手続についての情報等が少ないことから、P F Sの活用が困難であり、事例紹介やガイドラインの提示などを求めていることが把握された。

#### イ P F Sの普及促進の進め方

上記の調査結果を踏まえ、以下の考え方により、P F Sの普及促進を進めることとする。

- 国内外の取組を参考に分野横断的なガイドライン(以下「共通的ガイドライン」という。)を作成する。また、重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)については具体的な成果指標の例示等を行う事業実施の手引きを作成するなど、案件形成に向けた情報面での支援等を行う。
- これにより、重点3分野を中心にP F Sの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、まちづくりなど重点3分野以外にも横展開を進める。

### 3. 令和4年度までのアクションプラン

#### (1) 分野横断的に取り組む事項について

##### ア 共通的ガイドラインの作成

- P F Sを活用しようとする地方公共団体等の参考となるよう、海外のガイドラインや、先進的な事例を踏まえつつ、以下を始めとする事項についての考え方を整理した共通的ガイドラインを作成する。その際、民間事業者、評価専門家、外部有識者等の意見も踏まえる。(令和2年度) <内閣府>
  - ◇ P F S事業の実施に係る手順(契約等の手続を含む。)
  - ◇ P F S事業の実施体制(各者の役割等)
  - ◇ 成果指標の設定やその評価の方法、評価体制
  - ◇ 成果に応じた支払額等の決定の考え方
  - ◇ 事業期間等に応じた予算措置(例:必要に応じた債務負担行為の利用等)
  - ◇ 民間事業者の資金調達の負担軽減措置等(例:電子記録債権の活用)

##### イ P F Sを活用する地方公共団体等に向けた支援

- 地方公共団体における導入可能性の検討の支援(支援事業)を実施し、P F S事業の案件形成を促進する。また、他の地方公共団体における導入可能性の検討に資するよう、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をガイドラインに反映させる。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>

---

<sup>1</sup> 「成果連動型民間委託契約に係るアンケート調査の結果について」  
([https://www8.cao.go.jp/pfs/questionnaire\\_201902.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfs/questionnaire_201902.pdf))

- 支援事業等を通じて、地方公共団体のP F Sの活用分野等に関するニーズの把握・掘り起こしを進めるとともに、必要に応じて、新たな重点分野を設定し、その分野を所管する府省庁を中心としてP F Sの普及促進に取り組む。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>
- 加えて、P F Sの活用にあたっての課題を把握し、関係省庁の協力を得て改善策を検討するとともに、P F Sの活用により追加的に発生する様々な負担を把握し、関係省庁の協力を得て、それを軽減するための対応を検討する。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>
- P F Sに関する専門的知識を有する者を地方公共団体に派遣することを検討する。(令和3年度から) <内閣府>
- P F S事業に活用可能な支援制度等(ヘルスケアサービス社会実装事業、地方創生推進交付金等)の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者を提供する。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>

#### ウ P F S事業の横展開に向けた理解促進等

- P F Sのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例等の情報を提供する。(継続) <内閣府>
- 地方公共団体等を対象としたセミナー等の開催のほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、P F Sについての理解促進を進め、その活用を働き掛ける。(令和2年度から) <内閣府>
- P F S活用の気運を醸成するため、P F S活用のための地方公共団体等と民間事業者、大学等との連携、情報共有を促進するネットワークの構築に取り組む。(令和3年度から) <内閣府>

#### エ P F Sの補助制度の検討

- 地方公共団体によるP F Sの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、関係省庁と連携し、P F Sの補助の仕組みについて検討する。(令和2年度から) <内閣府、関係省庁>

### (2) 重点分野ごとに取り組む事項について

#### ア 医療・健康、介護分野

##### (ア) 分野別のP F S事業実施のための手引きの作成

- 共通のガイドラインを踏まえた上で、P F Sを活用する地方公共団体の参考となるよう、関係省庁の支援を受けた事業等の事例をもとに具体的な成果指標や支払条件等について例示等する分野別のP F S事業実施のための参考となる手引きを作成する。当該手引きにおいては、例えば以下の点を盛り込むものとする。(医療・健康：令和3年度、介護：令和4年度) <厚生労働省、経済産業省>

- ◇ 医療・健康、介護分野における成果指標の設定を始めとしたP F S事業の実施手順の例示
- ◇ 成果指標の改善状況に応じた支払額等や支払条件等の例示
- ◇ 分野の特性を踏まえた具体的な成果指標の評価方法や評価実施体制の例示
- ◇ 成果指標の評価に必要な期間を確保するために複数年契約でP F S事業を実施した場合の実施手順（債務負担行為での実施等）の例示

(イ) 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備

- 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等の設定等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合に具体的にどのような政策効果（インパクト）を期待し得るかや地方公共団体が保有するデータの活用方法について、関係省庁の支援を受けた事業等の事例や研究等をもとに参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者を提供する。（令和2年度から）＜厚生労働省、経済産業省＞
- P F S事業の具体的取組内容とそれによる成果指標の改善状況等といった結果が、今後P F Sを活用する地方公共団体にとって参考にし得るものとなることから、関係省庁が支援したP F S事業については、関係者の同意が得られる範囲で、その結果から得られた知見を地方公共団体や民間事業者に提示する。（令和2年度から）＜厚生労働省、経済産業省＞

(ウ) 横展開を進めるための支援事業等の実施

- 多様なP F Sの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでP F Sの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めとした支援を実施する。（継続）＜厚生労働省、経済産業省＞
- 関係省庁の支援を受けたP F S事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康、介護分野におけるP F Sの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。（令和2年度から）＜厚生労働省、経済産業省＞

(エ) P F Sの普及啓発

- セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してP F Sの活用を働き掛ける。（令和2年度から）＜厚生労働省、経済産業省＞

(オ) 交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるP F S事業の普及促進策の実施

- 国民健康保険の保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）において、特定健診などの分野を含め保険者から民間事業者に委託してP F S事業を実施する場合の成果連動部分を補助対象とする。（令和2年度から）＜厚生労働省＞

- 介護保険の保険者機能強化推進交付金等においても、地方公共団体の介護予防等の取組におけるP F Sの活用を評価する指標を新たに設定する。(令和2年度から) <厚生労働省>

## イ 再犯防止分野

### (ア) 分野別のP F S事業実施のための手引きの作成

- 再犯の防止等の推進に関する法律では、国のみならず地方公共団体においても、再犯の防止等に関する施策を実施する責務があることが明記されたこと、同法に基づき策定された再犯防止推進計画では、7つの重点課題の一つに地方公共団体との連携強化が掲げられていること等を踏まえ、地方公共団体に対し再犯防止分野におけるP F Sの活用を働き掛ける。そのため、共通的ガイドライン等を踏まえた上で、地方公共団体が事業を実施する上で参考となる成果指標や支払条件等の例示等を盛り込んだP F S事業実施のための参考となる手引きを作成する。また、当該手引きにおいては、例えば以下の点を盛り込むものとする。(令和3年度から) <法務省>
  - ◇ 再犯防止分野における成果指標の設定を始めとしたP F S事業の実施手順の例示
  - ◇ 成果指標の改善状況に応じた支払額等や支払条件等の例示
  - ◇ 分野の特性を踏まえた具体的な成果指標の評価方法や評価実施体制の例示
  - ◇ 成果指標の評価に必要な期間を確保するために複数年契約でP F S事業を実施した場合の実施手順(債務負担行為での実施等)の例示

### (イ) 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備

- 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合にどのような政策効果(インパクト)を期待し得るかについて先進的な事例や研究等をもとに参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者を提供する。(令和2年度から) <法務省>

### (ウ) 事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討

- 令和元年度に法務省が実施した調査研究の結果を踏まえ、再犯防止分野におけるP F Sによるモデル事業実施に向け、同事業における成果指標や支払条件等の詳細化や具体的なデータ活用の方法の検討・決定といった準備を行う。(令和2年度) <法務省>
- 地方公共団体においても、再犯防止分野でP F Sを活用する際の参考となるよう、成果指標の評価の基盤となるデータの整備や適切な成果指標及びその評価の在り方等について検討する。(令和2年度から) <法務省>

### (エ) P F Sの普及啓発

- 令和元年度に法務省が実施した調査研究の結果等も踏まえつつ、地方公共団体に対し、

各種会議等の場における情報提供等を通じ、P F Sの活用を働き掛ける(令和2年度から)  
＜法務省＞

- P F S活用のための地方公共団体と民間事業者や大学、研究機関の間の連携、情報共有を促進する。(令和2年度から)＜法務省＞
- 再犯防止分野におけるP F Sの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。(令和2年度から)＜法務省＞

#### 4. 取組を効果的に進めていくための指標

##### (1) 普及促進のメルクマールとする指標

以下をメルクマールとしつつ、P F Sの普及促進の状況等を検証し、必要に応じて取組内容の見直しを行う。

- ① P F Sの普及に向けたセミナー等に参加した地方公共団体等の数
- ② 重点3分野でのP F S事業を実施した地方公共団体等の数

##### (2) 目標値

- 令和4年度末において、重点3分野でのP F S事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする。

#### 5. 今後の進め方

- 本アクションプランに定められた事項の取組状況について、毎年度フォローアップを行い、現状と課題を把握し、以後の取組に反映させるとともに、本アクションプランについて必要に応じて見直すこととする。

以 上

## PFSアクションプラン工程表

実施項目(主たる担当省庁)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
分野横断的に 取り組む事項 (内閣府等)	共通のガイドラインの作成	作成		
	PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援	支援事業等実施		
	PFS事業の横展開に向けた理解促進等	ポータルサイト、セミナー等での働きかけ等		
	PFSの補助制度の検討	海外の取組例も参考に、PFSの普及促進のための補助制度の検討		
医療・健康、介護分野の 取組事項 (厚生労働省、経済産業省)	分野別のPFS事業実施のための手引きの作成	モデル事業の検証	手引きの作成(医療・健康)	手引きの作成(介護)
	支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備	参考となる情報の集約、提供等		
	横展開を進めるための支援事業等の実施	支援事業等実施		
	PFSの普及啓発	セミナー等での働き掛け等		
	交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるPFS事業の普及促進策の実施	PFS事業への補助・PFSの活用を評価する指標の設定	継続的な見直し等	
再犯防止分野の 取組事項 (法務省)	分野別のPFS事業実施のための手引きの作成		手引きの作成	
	支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備	参考となる情報の集約、提供等		
	事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討	モデル事業の準備	本分野におけるPFSの活用事例の構築	
	PFSの普及啓発	セミナー等での働き掛け等		